



令和 7 年度版

札幌市環境白書

Annual Report on the Environment in Sapporo



札幌市



札幌市環境白書の発行にあたって

近年、環境問題は、地球温暖化による気候変動をはじめ、生物多様性の喪失や急激な人口増加に伴う資源消費といった地球規模での問題や、国外からの越境大気汚染、化学物質による環境汚染、騒音、アスベスト問題、プラスチックや食品ロス等のごみ問題、みどりの減少や水辺の喪失など、複雑・多様化し、人間の活動に伴う環境への負荷は年々増大しています。

札幌市では、複雑・多様化する環境問題への対応や、「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択及び「パリ協定」の発効といった、国際的な潮流などを踏まえて、環境対策をさらに進めていくため、平成30年3月に「第2次札幌市環境基本計画」を策定しました。

この第2次計画では、「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPPORO』」を札幌の将来像として掲げ、市民、企業、行政など様々な主体が一体となって分野横断的に環境保全に関する取組を推進することとしています。

特に気候変動対策については、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、令和3年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」において、2030年に温室効果ガス排出量を半減(2016年比で55%削減)するという、極めて高い目標を掲げるとともに、市民一人一人が気候変動問題への危機感や対策・取組の必要性を共有し、気候危機に立ち向かって行動することを呼びかける「札幌市気候非常事態宣言」を行っています。

また、令和4年11月には、カーボンニュートラルを実現する全国モデルとなる「脱炭素先行地域」に選定されたほか、令和5年4月に「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表し、北海道と札幌市が脱炭素を通じてエネルギーの地産地消や道内経済の活性化、日本や世界のGX(グリーントランスフォーメーション)に貢献していきます。

この環境白書は、第2次計画の施策体系に基づき、札幌市の環境の状況及び施策の実施状況をまとめたものです。皆様には、本書をご覧いただき、環境保全に関してさらにご理解を深めていただくとともに、「環境首都・SAPPORO」の実現に向け、ともに札幌の「環境」のことを考え、一人一人が行動するきっかけとしていただければ幸いです。

令和7年12月

札幌市長 秋元克広

目次

■特集

- ・世界や日本における動き(令和6年～7年).....1
- ・札幌の環境のいま(令和6年～7年).....2

■本編 札幌市の環境の現状と対策

第1章 / 第2次札幌市環境基本計画の概要

- 1 計画の位置付け9
- 2 計画期間10
- 3 札幌が目指す将来像10
- 4 将来像を実現するための5つの柱10
- 5 将来像の実現に向けた環境施策の推進による波及とSDGs11
- 6 点検・評価13

第2章 / 施策及び環境の状況

第1節 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現14

- 1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標14
- 2 2030年の姿に対する現状と課題14
- 3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向14
 - (1) 良好な大気、水、土壌その他の環境の確保14
 - ア 大気環境、騒音等のモニタリングと情報提供14
 - イ 大気汚染、騒音等の発生源対策20
 - ウ 大気環境、騒音等に関する相談対応22
 - エ 有害化学物質等の摂取リスクの低減23
 - オ 河川水質のモニタリング25
 - カ 水質汚染の発生源対策27
 - キ 地下水の保全と適正利用30
 - ク 親しみを感じる川や水辺の環境維持31
 - (2) 積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策31
 - ア 大雨対策31
 - イ 大雪対策32
 - ウ 大雨・大雪災害時の適切な対応に向けた体制等の強化32
 - エ 熱中症対策33
 - オ 気候変動対策の普及啓発33

第2節 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	34
1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標	34
2 2030年の姿に対する現状と課題	34
3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向	35
(1) 徹底した省エネルギー対策の推進	35
ア 住宅・建築物の省エネルギー対策	35
イ 省エネルギー設備の導入や設備運用改善の推進	35
ウ 市民や事業者における省エネ行動の促進	36
エ 自動車環境対策	36
オ 廃棄物の焼却に伴うCO ₂ 削減	38
カ コンパクトで低炭素なまちづくりの推進	38
(2) 再生可能エネルギーの導入促進	39
ア 太陽光発電や小規模風力発電等の導入促進	39
イ 木質バイオマスの利用促進	40
ウ 未利用エネルギーの利用促進	41
(3) 水素エネルギーの活用	41
ア 燃料電池自動車の導入促進	41
イ エネファーム等燃料電池の利用拡大	42
ウ 水素サプライチェーンの構築に向けた取組	42
4 主な関連計画とその進捗状況	43
(1) 主な関連計画の概要	43
(2) 主な関連計画の進捗状況	44
第3節 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	45
1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標	45
2 2030年の姿に対する現状と課題	45
3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向	45
(1) 廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進	45
ア 市民や事業者におけるごみ減量や食品ロス削減の推進	48
イ 市民や事業者におけるリユース(再使用)行動の促進	49
ウ サプライチェーンにおける資源の有効活用	49
エ 消費意識の向上やライフスタイルの転換に向けた普及啓発	49
(2) 資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進	50
ア 家庭ごみや事業ごみの適正な分別	50
イ リサイクル活動の推進	51
ウ 廃棄物の適正処理	53
エ 廃棄物が持つエネルギーの有効活用	54

(3) 災害廃棄物の対策や自治体間での連携	55
ア 災害に強い廃棄物処理体制の構築	55
イ 循環型社会の実現に向けた自治体間での協力	55
4 主な関連計画とその進捗状況	56
(1) 主な関連計画の概要	56
(2) 主な関連計画の進捗状況	56

第4節 都市と自然が調和した自然共生社会の実現 57

1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標	57
2 2030年の姿に対する現状と課題	57
3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向	57
(1) 生物多様性の保全	57
ア 生物多様性の理解向上・保全に向けた行動促進	57
イ 野生鳥獣(ヒグマ、エゾシカ等)に対する市街地侵入抑制や被害防止対策	58
ウ 科学的知見の充実	59
エ 地域特性に応じた自然環境の保全・創出、希少種対策	59
オ 外来種・遺伝的かく乱対策	59
(2) 水やみどりの活用、ふれあいの促進	60
ア みどりの保全・創出	60
イ 良好な水環境の保全・維持	60
ウ 水やみどりの活用、ふれあいの促進	60
(3) 生物多様性にも配慮した良好な景観の形成	60
4 主な関連計画とその進捗状況	62
(1) 主な関連計画の概要	62
(2) 主な関連計画の進捗状況	62

第5節 環境施策の横断的・総合的な取組の推進 63

1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標	63
2 2030年の姿に対する現状と課題	63
3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向	63
(1) 幅広い世代への環境教育・学習の推進	63
ア 学校・地域・企業等で行われる環境教育活動への支援の充実	66
イ 人材育成、市民・事業者等の協働による環境保全活動の推進	66
ウ 環境保全活動の実績等に係る情報収集・発信	66
エ 環境問題や持続可能な都市への理解を促すための普及啓発	67

(2) 環境側面からの経済振興	67
ア 環境分野における製品・技術開発への支援	67
イ 事業者における廃棄物処理コストの削減	67
ウ 事業者による環境活動の普及支援	67
エ 都心部における環境配慮型まちづくりの推進	67
オ 札幌の魅力向上に向けた取組の推進	67
カ 水素関連技術や製品の普及と利用拡大	68
(3) 環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進	68
ア 環境保全対策に資する地域活動の拡充	68
イ 地域における実践主体の育成	68
ウ 幅広い年代が参加できる環境保全活動の機会の創出	69
(4) 道内連携、様々な主体との連携の推進	69
ア 環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充	69
イ 環境体験等を通じた道内自治体や企業等との連携	69
ウ 道内サプライチェーンの構築に向けた道内自治体や事業者等の連携	70
エ 市民団体や町内会等との連携	70
オ 国際的なネットワークの拡大	70
カ 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用	71
4 主な関連計画とその進捗状況	74
(1) 主な関連計画の概要	74
(2) 主な関連計画の進捗状況	74

参考資料

1 札幌市環境基本条例	76
2 環境基準等	78
3 札幌市の環境保全年表	99
4 環境保全に関する問い合わせ先	104

○本書の構成について

令和6年から令和7年に代表される世界や日本の動き、札幌市の環境について記載した特集部分と、令和6年度における札幌市の環境について、第2次札幌市環境基本計画に沿って進行管理を行う本編の2部構成となっております。

本編第1章では、第2次札幌市環境基本計画など、環境施策を推進する上での背景や基本的な情報を、第2章では、各分野における札幌市の環境の状況、施策の実施状況等を掲載しています。

第2章は全5節からなり、それぞれの節は第2次札幌市環境基本計画で定める5つの施策の柱に対応しています。

世界や日本における動き(令和6年～7年)

世界における動き

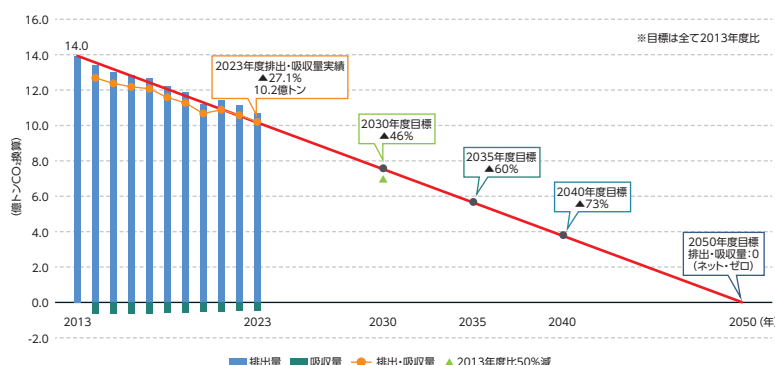
国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)

令和6年11月、アゼルバイジャン共和国・バクーにて、COP29が開催されました。会議では、気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)について、2035年までに少なくとも年間3,000億ドルの途上国支援目標や、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求める旨などが決定されました。加えて、国際的に協力して温室効果ガスの排出削減などを実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定され、完全運用化が実現されました。

日本における動き

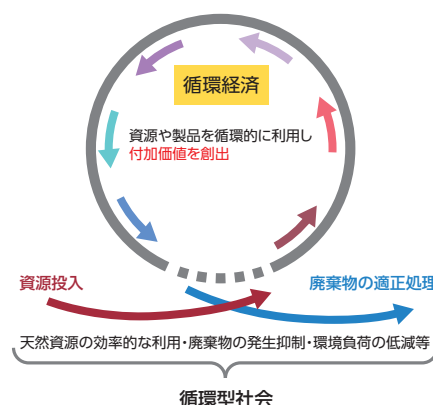
地球温暖化対策計画の改定

令和7年2月、1.5℃目標の実現に向けた改定地球温暖化対策計画が閣議決定されました。改定計画では、令和3年に閣議決定した地球温暖化対策計画で掲げた2030年度の温室効果ガス削減目標である2013年度比46%削減に加え、その先の目標として2035年度60%、2040年度73%削減を目指すこととされました。また、この目標について、同日「日本のNDC(国が決定する貢献)」として、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に提出されました。



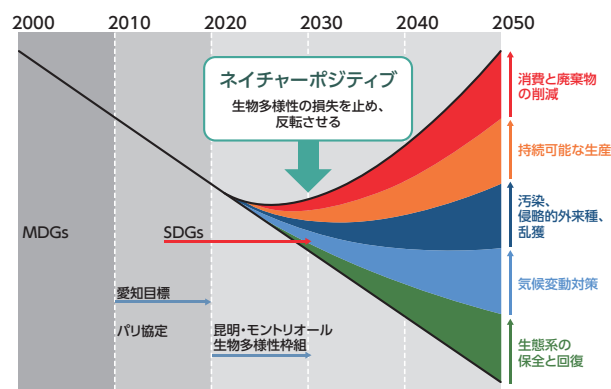
第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

令和6年8月、第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。今回の改定では、循環経済への移行を国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と捉え、5つの柱と目標を設定し、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとされました。



ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定

令和6年3月、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すためネイチャーポジティブ経済移行戦略が策定されました。この戦略は、企業のネイチャーポジティブ経営への移行の必要性を示した上で、企業の価値向上プロセスとビジネス機会の具体例、移行に当たって企業が押えるべき要素、国の施策によるバックアップについて具体化させたものとして策定されています。



出典:環境省「令和7年度版 環境白書」

札幌の環境のいま(令和6年～7年)

大規模商用水素ステーションの供用開始

札幌市は、市内中心部の大通東5丁目等において、水素エネルギーを活用した「災害に強く環境にやさしいモデル街区」(水素モデル街区)の整備を進めており、同街区における第1弾の施設として、道内で初めてとなる大規模商用水素ステーションが令和7年4月に供用開始されました。

札幌市内では、平成30年3月に供用開始された豊平区月寒の移動式水素ステーションに続き2か所目の水素ステーションとなります。

この水素ステーションは、燃料電池自動車(FCV)に加えて、北海道で初めてFCバス、FCトラックなどの大型商用車両への水素充填を行うことが可能な設備を備えており、また、水素充填設備を2ライン搭載することで、メンテナンスやトラブルが発生した場合においても、いつでも水素充填ができる運営体制を整えています。

さらに、車への水素充填だけではなく、今後、隣接地に整備することが予定されている集客交流施設へパイプラインによる水素の直接供給も予定しています。

この水素ステーションは別の場所で作られた水素を運搬して使用する、いわゆる「オフサイト式」の水素ステーションであり、将来的に北海道内の再生可能エネルギーによる電力で製造した水素の利用を想定し、受け入れ可能なスペースを確保しています。このように、再生可能エネルギー由来水素の導入を進め、運輸部門での脱炭素化に取り組みます。



▲水素ステーション札幌大通東

ZEB Ready認証を取得した中央区複合庁舎の供用を開始

令和7年2月に供用を開始した中央区複合庁舎では、1、2階に中央区民センター、3階以上に中央区役所及び中央保健センターを配置した複合施設となっています。また、愛着の持てる、景観に配慮した内装・外観としたほか、省エネルギー化や下水熱のエネルギー活用などの環境への配慮、防災機能などの特徴も備えています。

環境への配慮の内容

以下の取組により、ZEB-Ready（現行の省エネ基準に対して一次エネルギー消費量を50%以上削減）の認証を取得するとともに、札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE札幌）では最高位の「Sランク」の評価となっています。

1 省エネルギー化の取組

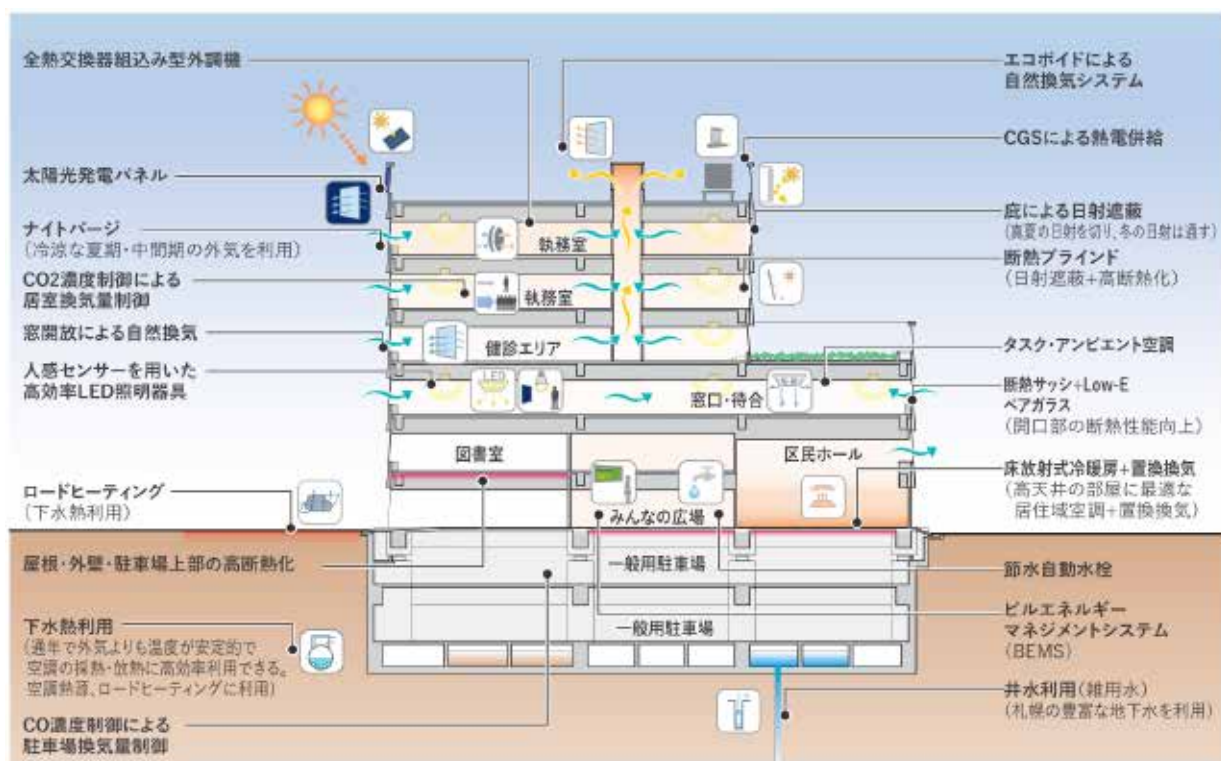
- ・コージェネレーションシステム（CGS）による熱電供給や、未利用エネルギーである下水熱の利用により、エネルギー消費量の削減を図っています。
- ・照明・空調は高効率機器を採用するとともに、省エネ制御を行っています。
- ・ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入により、最適な機器稼働の支援やエネルギー消費量の見える化をするなど、ICTを活用して省エネルギー化を図っています。
- ・Low-E複層ガラスやアルミ断熱サッシを採用し、高断熱・高气密な施設としています。

2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用の取組

- ・太陽光パネルによる発電やエコボイドによる自然換気を行っています。
- ・未利用エネルギーである下水熱をロードヒーティングや空調熱源に活用しています。



▲中央区複合庁舎



▲環境配慮設計

気候市民会議さっぽろ2025

気候市民会議とは、市民（無作為抽出・公募等）が、専門家から提供される情報をもとに対話と検討を重ねて「気候変動対策」をまとめ、市に提言するものであり、国内初となる「気候市民会議さっぽろ2020」の開催以降、全国で開催されています。札幌市では、令和3年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」の見直しに当たり、温室効果ガス排出量の削減に向けたより一層の取組強化について議論を行う場として、令和7年1月から2月にかけて計3回の「気候市民会議さっぽろ2025」を開催しました。

参加者は、住民基本台帳から無作為抽出した16歳以上の市民3,000人に案内を送付し、参加意向を示した方の中から、年代・性別などのバランスを考慮して選出し、39名の方が参加しました。

会議では、札幌市の気候変動対策上の主要課題として、市民活動を支える「住まい」（住宅の省エネ化と住宅における再生可能エネルギー活用等について）と「移動」（自動車の脱炭素化と公共交通機関の利用促進や脱炭素化等について）をテーマとして取り上げました。

第1回・第2回の会議では、各テーマについて、札幌市からは市の取組や考え方を、専門家からは課題解決に向けた枠組みや事例などを紹介したうえで、参加者同士の意見交換を実施した結果、「住まい」については41の意見提案が、「移動」については43の意見提案が出されました。

第3回の会議では、これら意見提案の中で特に重要と思われるものを選定し、内容をさらに深掘する形で11のプロジェクトが提案されました。

会議でとりまとめた意見提案は、「第13次札幌市環境審議会」、「札幌市気候変動対策行動計画検討部会」の中で共有するとともに、「札幌市気候変動対策行動計画」改定への反映を進めました。



▲意見交換の様子



▲意見提案のグループワークの様子

民間事業者との連携によるリユース活動の促進

札幌市では、一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」において、ごみの減量目標を定めるとともに、リデュース(ごみの発生抑制)とリユース(再使用)に重点的に取り組み、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指しております。

リユースの更なる推進のため、民間事業者と連携した様々な取組を進めており、令和7年7月、自治体で初めて、国内外にリユースショップを展開する株式会社セカンドストリートと、市内におけるリユース活動の促進に向けた連携協定を締結しました。札幌市の公式HPなどで同社のリユース事業の案内を開始したほか、市民のリユース意識の醸成を目的に、環境広場さっぽろに共同出展しました。

また、令和7年8月には、株式会社ジモティーが、令和5年に結んだ連携協定に基づく事業として、不要品持込のリユース拠点「ジモティースポット」の道内1号店を白石区に開設しました。札幌市も広報協力を行うなど、連携して市民のリユース活動の促進に取り組んでおります。



▲連携協定締結の様子



▲不要品持ち込みのリユース拠点

令和6年能登半島地震に対する支援

近年頻発する地震や豪雨などの自然災害において、住宅などが被災することにより発生する災害廃棄物の処理が重要な課題となっております。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、その早急な処理を支援するため、石川県輪島市、珠洲市、志賀町、宝達志水町へ、札幌市から職員を延べ25名派遣し、公費解体(被災した住宅などを自治体で解体するもの)の申請受付などの業務を行いました。また当該活動に対して、後日、国から大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害支援環境大臣表彰をいただきました。

札幌市でも、平成30年胆振東部地震の際に災害廃棄物の処理を行った経験はあるものの、その当時と比べ、民間事業者との協定など効率化が図られており、学ぶことが多くありました。

今後は、派遣により得られた知見を活かし、札幌市において自然災害が発生した際迅速に災害廃棄物を処理できるよう、マニュアルの見直しや机上訓練など、平時からの備えに取り組んでいきます。



▲災害廃棄物の処理支援の様子



▲災害支援環境大臣表彰

ヒグマ対策重点エリアでの取組について

西区の三角山や、中央区から南区にかけて位置する藻岩山及びその周辺は、山林と住宅地が隣接しているほか、公園や自然歩道、市民の森が整備され、観光施設やキャンプ場、スキー場等観光・レクリエーション施設も多く点在しており、多くの市民や観光客に利用されています。

しかし、これらのエリアは、過去の出没状況などから複数のメスのヒグマが定着していることが分かっており、市内でも特に人とヒグマのあつれきが発生しやすい場所であると言えます。

そこで札幌市では、令和5年3月に策定した「さっぽろヒグマ基本計画2023」の中で、三角山、藻岩山及びその周辺の山を含む地域を「ヒグマ対策重点エリア」と位置づけ、令和6年6月には、「ヒグマ対策重点エリア」事業実施プランを策定し、侵入抑制（防除）策と低密度化を図るため、ヒグマにとって居心地の悪い環境をつくる方策を以下のとおり進めています。

「ヒグマ対策重点エリア」事業実施プラン

1 ヒグマ対策用ごみ箱の設置

中央区界川にある旭山記念公園では、過去にヒグマが侵入し閉鎖措置を講じた経緯などもあり、公園内にヒグマへの注意喚起看板を設置するなど、対策を積極的に進めている施設です。これまで公園のレストハウスで発生したごみを外で一時保管していましたが、生ごみはひとたびヒグマに狙われると、執着して出沒を繰り返す要因となることから、令和7年1月、ヒグマ対策用ごみ箱を設置しました。このごみ箱は知床地方では導入が進んでいますが、札幌市内で導入したのは初の事例となります。

2 市有施設への電気柵設置

中央区宮の森の大倉山ジャンプ競技場は、三角山の南に位置しており、令和5～6年度は特に周辺でヒグマの出沒が相次ぎました。施設では、スポーツ大会が行われたり、多くの観光客が訪れており、ひとたび敷地内にヒグマが侵入すると大きな影響を及ぼすおそれがあります。そうした背景もあり、令和7年7月、競技場の周囲約1.3kmに電気柵を設置しました。

3 重点エリアでのヒグマの捕獲

令和5年秋から西区山の手地区や福井地区など、三角山周辺の住宅地にたびたび出沒し問題行動を取っていたヒグマ3頭（親1頭、子2頭）のうち2頭を令和6年度に捕獲しました。親グマについてはヒグマ対策重点エリアに定着し警戒していた個体であることが確認されました。今後もエリア内では、ハンターによる巡視など低密度化に向けた取組を進めていきます。



▲ヒグマ対策用ごみ箱



▲電気柵の設置

外来種対策の取組について

本来札幌にいなかった外来種が持ち込まれ、分布が拡大してしまうと生態系に多大な影響を与え、生物多様性の保全上も悪影響を与えます。札幌市では外来種の分布状況や被害状況から優先して対応すべき外来種を検討・決定し、対象種をリスト化して対応することとしています。

令和7年6月には、毒性の疑いのある植物を探知し、調査の結果、市内2か所でバイカルハナウドに似た外来種が確認されました。在来種のおおハナウド等と似ており、毒性物質を含むことから北海道大学と連携して防除を行った他、市内市有地の点検を行い、他に生育していないことを確認しました。今後も確認場所周囲での防除を継続し、根絶を目指していきます。

札幌市が対策を行っている主な外来種

【アライグマ(特定外来生物)】

アライグマは雑食で繁殖力も強く、生態系への被害の他家庭菜園などにも被害を与えます。札幌市では捕獲用罠の貸出を行うなど、個体数増加防止のための取組を行っています。

【ウチダザリガニ(特定外来生物)】

ウチダザリガニは近年札幌市の河川で確認されるようになりました。ニホンザリガニの他、様々な水生生物に影響を与えることから、北海道大学や豊平川さけ科学館などと連携して防除活動を実施しています。

【アズマヒキガエル(指定外来種)】

アズマヒキガエルは毒をもっていて、在来種のカエルとの競合や昆虫類などへの影響が予想されます。札幌市では産卵のため集まる春先に、市民団体と連携して罠による捕獲を行っています。

【オオハングソウ・オオキンケイギク(特定外来生物)、アメリカオニアザミ(生態系被害防止外来種リスト掲載種)】

植物種においては市有地を所管する部署と連携し、目撃報告を共有して防除を各部署に依頼する等生育域の拡大防止に努めています。また、市民への啓発活動も行っています。

用語説明

【特定外来生物】

海外由来の外来種のうち、特にその影響が大きいとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)により指定されている外来種

※特定外来生物は、生態系等への被害を防止するために、飼育・栽培、生きたまま他の場所への運搬、野外への放出、譲渡などが禁止されている

【指定外来種】

北海道の「生物多様性保全条例」により指定された、国内外から持ち込まれ北海道の生物多様性に著しい影響を与える外来種

【生態系被害防止外来種リスト掲載種】

特に侵略性が高く、生態系等に被害を及ぼす、又はそのおそれのある外来種として環境省・農林水産省が公表している外来種



▲バイカルハナウドに似た外来種



▲罠による水生生物の捕獲の様子



▲アメリカオニアザミ

札幌市円山動物園ビジョン2050第2次実施計画の推進

円山動物園の基本方針「ビジョン2050」は、開園100年目である2050年に向けて、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に貢献するため、生物多様性の保全や環境教育などに重点的に取り組んでいくこととしています。ビジョン2050の基本理念に基づく具体的な取組をまとめた第1次実施計画の実施期間が令和5年度で終了したことから、令和6年度から令和10年度までの第2次実施計画を令和6年6月に策定しました。

この第2次実施計画では、第1次実施計画の取組を継承しつつ、限られた資源・人員を効率的に割り当て、良好な動物福祉の確保と向上を意識し取組を進めることとしており、動物福祉評価といった札幌市動物園条例（令和4年施行）が規定する良好な動物福祉の確保に向けた取組や、寄附文化の醸成、さっぽろの動物園ステップアップ制度など、市民と動物園、事業者が連携して生物多様性の保全に取り組むための事業も盛り込んでいます。自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け、こうした取組を着実に推進していきます。

第2次実施計画における主な取組

【良好な動物福祉の確保】

毎年、動物福祉評価を実施し、獣舎の機能強化や栄養管理、環境エンリッチメントなどの取組を推進します。また、アジアゾウの健康管理及び飼育職員の安全確保等を目的とした海外のゾウ専門家による技術研修を行います。

【生物多様性の保全】

オオワシやニホンザリガニなど北海道内に生息する希少動物を中心とした生息域内・生息域外保全に取り組むとともに、さっぽろの動物園ステップアップ制度を通じて市内の動物園・水族館の保全活動の促進を目指します。

【環境教育】

環境問題への意識の醸成を図るため、円山ZOOガイドなどの各種教育プログラムを通じて、動物の生態や生物多様性保全の重要性を伝えていきます。



▲第2次実施計画



▲海外専門家による技術研修の様子



▲オオワシ